解散公告

当協同組合は、中小企業等協同組合法第六十二条第一項第一号の規定に基づき、平成二十三年五月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

姫路市本町一七九番地モリスビル二階

家島砕石事業協同組合

清算人　山本　俊晃

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

愛媛県伊予市下三谷三〇九二番地

有限会社徳島ひよこ

清算人　氏兼　盛昭

解散公告

当社は、平成二十二年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

熊本市尾ノ上三丁目一三番七八号

有限会社三浩建設

清算人　田原真由美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

鹿児島県肝属郡東串良町池之原二六一〇番地一

有限会社中野商事

清算人　中野　実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

鹿児島県肝属郡東串良町池之原二六一〇番地一

大隅開発商事有限会社

清算人　中野　実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

鹿児島県肝属郡東串良町池之原二六一〇番地一

有限会社鹿児島グリーン

清算人　中野　実

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

大阪府摂津市正雀本町一丁目二一番一八号

サニーハイツ橋本二〇二号

特定非営利活動法人全人的健康塾

代表清算人　北山　紀代

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年五月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

兵庫県姫路市西今宿三丁目一番二〇―二〇五号リベールシティ姫路ＷＥＳＴ

特定非営利活動法人沙羅―ＳＡＲＡ

清算人　多田　佳子

解散公告（第二回）

当組合は平成二十三年六月三日付福島県告示第二百七十九号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

福島県郡山市駅前一丁目九番一五号

郡山駅前一丁目第一地区市街地再開発組合

代表清算人　湯浅　大郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月四日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年三月三十一日栃木県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

栃木県栃木市旭町一三番七号

学校法人定願寺学園

清算人　霜村　修海

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十八日総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目一六番一五号一階

医療法人孝輝会

清算人　伊東　晴美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十七日開催の臨時総会の決議により同年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

千葉県船橋市本町二丁目二六番二一号本町ビル

特定非営利活動法人マルミの会

清算人　呉本　京子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

東京都北区田端四丁目一番地一四号

特定非営利活動法人シニアシンクタウン

代表清算人　岩井　誠也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

大阪府高槻市郡家新町一番一四号

特定非営利活動法人こだま会

清算人　白石　盛彬

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

島根県松江市西津田六丁目八番一三号

特定非営利活動法人アロマセラピーセンターＴａｋｅＯｆｆ

清算人　岩田　佐織

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年四月二十七日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年六月二十三日

広島市西区井口鈴が台一丁目二番一―二〇五号

広島市西区井口鈴が台Ｋ・Ｌ・Ｍ・Ｎ棟マンション建替組合

清算人　飯村　正三